

大個審答申第 43 号
平成 23 年 3 月 18 日

大阪市教育委員会
委員長 佐藤 友美子 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 松本 和彦

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 19 年 10 月 4 日付け大市教委第 1837 号及び平成 20 年 5 月 12 日付け大市教委第 606 号により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 7 月 4 日付け大市教委第 1102 号により行った部分開示決定において非開示とした情報のうち、別表 3 の（お）欄に記載された授業評価表の「評定」、「総合評定」、「総合評価」及び「できていない」の各欄の情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、別表 1 から 5 までの（う）欄に記載の各請求日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 から 5 までの（え）欄に記載の各開示請求（以下各々「本件請求 1」、「本件請求 2」、「本件請求 3」、「本件請求 4」及び「本件請求 5」という。）を行った。

2 開示請求に対する決定

実施機関は、前記の各開示請求のうち、本件請求 1 から 4 までの各請求については、別表 1 から 4 までの（お）欄に記載の各情報を特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、各表の（い）欄に記載の部分開示決定（以下各々「本件決定 1」、「本件決定 2」、「本件決定 3」及び「本件決定 4」という。）を行った。

また、本件請求 5 については、別表 5 の（え）欄に記載の情報を保有していない理由を同表の（お）欄のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、同表の（い）欄に

記載の不存在による非開示決定（以下「本件決定5」という。）を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表1から4までの（く）欄及び別表5の（き）欄に記載の各年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求1から4までに係る保有個人情報について

(1) 本件請求1に係る保有個人情報

本件情報は、平成11年度末から平成14年度末までの人事異動業務において具体的な配置案を検討する際に使用する個人カードに記載された情報であり、このうち、請求者が記入した情報は開示し、実施機関が記入した請求者に係る人事評価及び人事に関する意見に係る情報を非開示とした。

(2) 本件請求2に係る保有個人情報

本件情報は、〇〇小学校長が実施機関にあてた代替教員配置の要望書に記載された要望に至る理由、学校の状況及び事実経過の情報であり、このうち、学校長の人事に関する意見に係る情報を非開示とした。

(3) 本件請求3に係る保有個人情報

本件情報は、実施機関が異議申立人を指導力不足及び適格性に問題のある教員として認定し、指導力等を向上させるために校外において研修を受講させ、研修成果が認められず、職務への復帰が困難であると決定したため、地方公務員法上の分限免職処分を講じるまでの一連の文書に記載された情報であり、このうち、支援を要する教員の概要及び校園長の総合所見、個人調査票、在籍校長所見、個々の指導員等の評価・所見、懲戒等審査事務嘱託の自宅住所及び意見に係る情報を非開示とした。

(4) 本件請求4に係る保有個人情報

本件情報は、支援を要する教員に関する調書と個人調査票に記載された情報である。

支援を要する教員に関する調書とは、学校長が異議申立人を適格性に問題がある教員と判断し、その対応を求めるために実施機関へ提出した文書であり、記載のある情報のうち、支援を要する教員の概要及び校園長の総合所見に係る情報を非開示とした。また、個人調査票とは、実施機関が異議申立人を適格性に問題のある教員としての認定の可否を判断するに当たり、前任校での勤務状況を把握するために補足資料として用いた文書であり、記載のある情報のうち、問題点の概要、問題の具体的内容、本人の自覚意識、教職員の反応、校長の指導経過と本人の反応、校長の今後の対応・希望に係る情報を非開示とした。

(5) 本件請求1から4までの各請求に対して行った本件決定1から4までの各決定で非開示とされた保有個人情報の条例第19条第6号該当性について

本件決定1から4までの各決定で非開示とされた保有個人情報は、人事管理に関する情報である。これらを開示することにより、学校長や実施機関に対して、教職員から不当な干渉や苦情、批判等の意見が寄せられ、人事評価等に関して、学校長や実施機関が率直な意見等の記載が困難になったり躊躇したりするなど、意見表明がしにくくなる。その結果、実施機関において、教職員に対する適正な評価や判断、教職員の適正配置等を行うために必要な情報を十分に得ることができなくなり、人事管理の目的を達成できず、人事管理事務における公正又は円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第19条第6号に該当する。

(6) 異議申立人の主張に対する見解

異議申立人は、学校長や懲戒等審査事務嘱託、指導員等の人事管理に関する意見及び評価が公正になされているならば、当該部分の開示をしたとしても何ら支障はなく、それらの意見及び評価が公正なものか否かを知る権利があると主張している。しかしながら、非開示を前提としているからこそ、個々の関係者は人事管理に関する意見及び評価について率直に意見することができ、その結果、実施機関において適正な判断を行うために必要な情報を十分に得ることができ、当該事務の適正な遂行が可能になると判断されるべきであり、異議申立人が主張するような当該権利ではなく、条例に基づいて判断されるものであり、異議申立人の主張は失当である。

2 本件請求5に係る保有個人情報について

(1) 相談や苦情に対する対応について

教職員課（現在の名称は、教職員人事担当。以下「教職員人事担当」という。）及び初等教育課（現在の名称は、初等教育担当。以下「初等教育担当」という。）の事務分掌は多岐にわたっており、電話や来庁による様々な相談や苦情が学校関係者や保護者から日常的に寄せられている。

一般的に各担当は、これらの相談や苦情を受けた際には、一時的にメモを作成し、軽易な内容の場合、対応が終了すれば当該メモは破棄している。一方、相談や苦情の内容が重大であり、上司に報告するなど職務上作成し、組織的に用いるものとして保有する必要がある場合、メモを下地として決裁・供覧文書を作成するか、あるいはこれらの手続きを経ないとしても、組織共用文書として保存管理することとしている。

(2) 異議申立人の主張に対する見解

異議申立人は、苦情を申し出たことは事実であるため、本件決定5を取り消し、開示を求める旨の異議申立てを行っている。

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。）第2条第2項において、「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法

人及び住宅供給公社等（以下『本市が設立した地方独立行政法人等』という。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。情報公開室が作成している「情報公開条例 解釈・運用の手引」によると、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの」を意味しており、職員が自己の執務の便宜のために保有する覚え書や資料、職員の個人的な検討段階にとどまる起案のための草稿、課題等の整理資料、参考となる事項のメモ書等は、これに該当しないとされている。したがって、上記(1)で述べた相談や苦情を受けた際に、担当が一時的に作成する個人メモは公文書に該当しない。

異議申立人は、苦情の申出をしたことは事実であると主張するが、教職員人事担当及び初等教育担当において、異議申立人が主張する各年度における苦情申出や相談の事実記録及び文書を探索したところ、上記(1)で述べた相談や苦情に対する対応に基づく組織共用文書（以下「苦情・相談文書」という。）として保存管理している公文書は存在しなかった。

以上のことにより、実施機関としては異議申立人が本件請求5において請求した年度における苦情・相談文書を保有しておらず、異議申立人に係る保有個人情報存在しない。

3 結論

本件決定1から5までの各決定に関する実施機関の判断は、条例の趣旨を踏まえた公正かつ適切なものであり、異議申立人による本件申立ては理由がないものと思料する。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

- (1) 本件決定1から3までの各決定で非開示とされた情報のうち、条例第19条第6号により非開示とされた情報の開示を求める。
- (2) 本件決定4を取り消し、非開示とされた情報の全部開示を求める。
- (3) 本件決定5を取り消し、保有していないとされた情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 学校長や懲戒等審査事務嘱託など、請求者の人事評価及び人事に関する意見、指

導員等の評価及び所見などの人事管理に関する意見及び評価が公正になされているものであるならば、その部分の開示をしても何ら支障はないはずであり、それらの意見及び評価が公正になされているかどうかを、異議申立人（請求者）は知り得る権利を有する。事実と異なる偏見や悪意に満ちた内容が記載されていたら訂正を申し立てたい。

- (2) 校園長の総合所見等非開示部分の記録内容について、異議申立人（請求者）は知り得る権利を有する。
- (3) 異議申立人（請求者）が苦情申出をしたのは事実である。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件請求1から5までに係る保有個人情報について

本件請求1から5までに係る保有個人情報は、別表1から5までの（え）欄に記載の情報であり、実施機関は、当該保有個人情報として、別表1から4までの（お）欄に記載の各情報を特定し、別表5の（え）欄に記載の情報については保有していないと主張している。

実施機関が特定した保有個人情報及び本件決定1から5までの各決定で非開示とされた情報（以下「本件非開示情報」という。）は、上記第3の1及び2に記載の情報である。

当審議会では、本件請求に係る本件非開示情報を非開示理由及び情報の内容から、次のとおり分類する。

- (1) 条例第19条第2号により非開示とされた情報（本件決定2及び3に係る分）

期限付講師の生年月日、年齢、最終学歴及び取得免許、懲戒等審査事務嘱託の自宅住所

(2) 条例第 19 条第 6 号により非開示とされた情報（本件決定 1 から 4 までの各決定分）

本件非開示情報は、当審議会が見分したところ、学校長をはじめとした実施機関の職員及び懲戒等審査事務嘱託（以下「評価者等」という。）が個人の意見や評価を自らの言葉で記述した情報（以下「本件情報 1」という。）とそれ以外の情報（以下「本件情報 2」という。）に分類できる。

さらに、本件情報 2 は、情報の内容から、次のように分類することができる。

ア 「評定」、「総合評定」、「総合評価」及び「できていない」の各欄の評価情報

イ 「評価者」又は「観察者名」の各欄の氏名情報

ウ 「年月日」、「教科等」及び「授業者名」の各欄の情報

(3) 不存在を理由に非開示とされた情報（本件決定 5）

請求者が教育委員会に行った相談や苦情申出の情報

（教職員人事担当 平成 5 年度及び 12 年度分、初等教育担当 平成 12、14、15、16 年度分）（以下「本件情報 3」という。）

3 争点

実施機関は、本件請求 1 から 5 までの各請求について、本件決定 1 から 4 までの各決定及び別表 5 の(お)欄を理由とした本件決定 5 を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定 1 から 3 までの各決定で非開示とされた情報のうち、条例第 19 条第 6 号により非開示とされた情報の開示、並びに本件決定 4 及び 5 を取り消し、非開示とされた情報の全部開示及び保有していないとされた情報の開示をすべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報 1 及び 2 の条例第 19 条第 6 号該当性及び本件情報 3 の不存在を理由とした非開示決定の妥当性である。

なお、実施機関が非開示とした情報のうち、条例第 19 条第 2 号により非開示とした上記 2 (1) の情報については、異議申立人が開示を求めているので、その非開示の妥当性については判断しない。

4 条例第 19 条第 6 号該当性について

(1) 条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「本市の機関等」という。）が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な遂行を確保するため、「本市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に個人の評価、診断、判定、相談、選考（以下「評価等」という。）に係る事務に関しては、「ウ 個人の評価等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくな

り、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「支障」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす「支障」が看過できない程度のものであることが必要であり、さらに、こうした「支障」を及ぼす「おそれ」があるというためには、抽象的な可能性だけでは足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 本件情報1について

ア 当該情報は、評価者等が教員の配置に対する意見や支援を要する教員に対する人事に関し適正な判断を行うために、異議申立人に対する評価や意見等（以下「意見等」という。）を自筆などにより自らの言葉で率直に記載したものである。

イ 当審議会が当該情報の記載された文書を見分したところ、評価者等の氏名が連名で記載されたものが含まれており、本件決定1から4までの各決定により、異議申立人に対し評価者等の氏名が総体としては開示されていることが認められる。

上記を踏まえると、当該情報は、開示することにより、評価が低かった職員や本人希望がかなわなかった職員から、個別の評価者等に対し、当該情報に対する苦情や批判等の意見が寄せられ、評価者等の心理的・精神的負担が増えるおそれがあると認められる。

また、開示を前提とすると、今後、評価者等が苦情や批判を恐れ、率直な意見等の記載を差し控え、当たり障りのない意見等を記載するおそれが生じ、ひいては、実施機関において、教職員に対する適正な評価や判断、教職員の適正配置等を行うために必要な情報を十分に得ることができなくなるおそれがあることも認められる。

ウ したがって、当該情報は、条例第19条第6号に該当し、非開示とすべき情報であると認められる。

(3) 本件情報2について

ア 「評定」、「総合評定」、「総合評価」及び「できていない」の各欄の評価情報

当該各情報は、評価者等が異議申立人の行った模擬授業等を評価したものである。当該各情報は、実施機関が定めた評価項目ごとに評価者等が模擬授業等で受けた印象を、率直な意見として、一定の認定基準の中で点数化又はどの段階に該当するか判断したものにはすぎない。

したがって、当該各情報それ自体では、個別の評価者等の特定に至らない限り、開示することにより、実施機関が異議申立人のように支援を要する教員と判断した職員に対する人事管理事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当該各情報は、開示すべき情報であると認められる。

イ 「評価者」又は「観察者名」の各欄の氏名情報

当該各情報は、評価者等の氏名である。当該各情報は、開示すると、模擬授業時等の評価が低かった職員から評価者等に対し、評価に対する苦情や批判等の意見が寄せられ、評価者等の心理的・精神的負担が増えるおそれがあると認められる。

また、開示を前提とすると、今後、評価者等が苦情や批判等を恐れ、率直な意見による評価を差し控え、当たり障りのない評価を記載するおそれが生じ、ひいては、実施機関において、教職員に対する適正な評価や判断、教職員の適正配置等を行うために必要な情報を十分に得ることができなくなるおそれがあると認められる。

したがって、当該各情報は、開示することにより、「支障を及ぼすおそれ」については、相当の蓋然性を有しているというべきである。

よって、当該各情報は、条例第 19 条第 6 号に該当し、非開示とすべき情報であると認められる。

ウ 「年月日」、「教科等」及び「授業者名」の各欄の情報

当該各情報は、異議申立人が模擬授業等を行った年月日、教科名及び異議申立人の氏名であり、評価者等が自筆で記載している。当該各情報は、開示すると、本件決定 1 から 4 までの各決定で開示された情報及び何人でも請求できる公文書公開請求などにより入手できる情報と照合することにより、筆跡から上記イで非開示とした評価者等の氏名が特定される蓋然性が高いと認められる。

そして、上記イと同様、「支障を及ぼすおそれ」については、相当の蓋然性を有しているというべきである。

したがって、当該各情報は、条例第 19 条第 6 号に該当し、非開示とすべき情報であると認められる。

- (4) 以上の理由により、本件情報 2 のうち上記(3)アに掲げる各情報は、条例第 19 条第 6 号に該当しないと認められ、開示すべきであるが、その余の情報は、同号に該当すると認められるので非開示としたことは、妥当である。

5 本件情報 3 の存否について

- (1) 異議申立人は、苦情申出をしたのは事実であり、本件情報 3 の開示を求めると主張している。

- (2) 大阪市教育委員会文書規則（昭和 37 年大阪市（教）規則第 8 号。）第 31 条においては、実施機関が保有する公文書の管理について、「総務担当課長は、事務局において所管する公文書を、当該公文書の性質及び内容等に応じ、簿冊等に編集し、その名称及び保存期間を、文書担当課長と協議の上、定めなければならない。」とされている。

当審議会が実施機関に対し、相談や苦情に関する公文書の保存期間を確認させたところ、同規則第 31 条に基づき定められた文書分類表により、教職員人事担当では

保存期間3年、初等教育担当では保存期間1年とのことであった。

以上を踏まえると、請求時点において既に保存期間を経過していると認められるが、当審議会において、あらためて実施機関に探索させたところ、本件情報3は存在しなかったとのことである。

(3) 上記(2)から、実施機関が本件情報3を保有していないとの主張に不自然不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が行った本件決定5は妥当である。

6 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成19年度諮問受理第4号、平成20年度諮問受理第1号

年 月 日	経 過
平成19年10月4日 平成20年5月12日	諮問
平成21年7月27日 平成21年8月24日	実施機関からの意見、説明の聴取
平成22年6月17日	不服申立人意見陳述
平成22年11月17日	審議（論点整理）
平成23年1月27日	審議（答申案）

別表1 本件請求1に対して、実施機関が行った部分開示決定について

(あ)	諮問	平成19年10月4日付け大市教委第1837号(平成19年度 諮問受理第4号)
(い)	決定	平成19年7月4日付け大市教委第1098号による部分開示決定(本件決定1)
(う)	請求日	平成19年5月31日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	請求者にかかる文書及び記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ H14 年度末人事異動における〇〇小学校長のヒヤリングにかかる文書及び記録 ・ H14 年度末人事異動における内示文書及び記録、内示についての意見書(〇〇) ・ H11 年度末～H13 年度末の人事異動における一切の文書及び記録 個人別人事異動調査書、個票カード、意見書、ヒヤリングの記録文書、内示文書、内示についての意見書 等 (本件請求1)
(お)	開示請求に係る保有個人情報	請求者に係る 平成11年度末から平成14年度末人事異動における個人カード
(か)	開示しない理由	条例第19条第6号に該当 (説明) 請求者の人事評価及び人事に関する意見にあたる部分については、人事管理に関する情報であって、開示することにより関係者の率直な意見が記載されなくなる可能性があり、当該事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。
(き)	担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当
(く)	異議申立て年月日	平成19年9月5日

別表2 本件請求2に対して、実施機関が行った部分開示決定について

(あ)	諮問	平成19年10月4日付け大市教委第1837号(平成19年度 諮問受理第4号)
(い)	決定	平成19年7月4日付け大市教委第1099号による部分開示決定(本件決定2)
(う)	請求日	平成19年5月31日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年5月7日に〇〇小学校長より提出の請求者にかかる「代替教員の配置について(お願い)」の一切の書類、記録 ・上記代替教員の配置(担任交代)に関しての教育委員会の対処について請求者にかかる一切の書類、記録 ・平成14年5月30日〇〇放送の件について請求者にかかる一切の書類、記録 (本件請求2)
(お)	開示請求に係る保有個人情報	大阪市立〇〇小学校における <ul style="list-style-type: none"> ・代替教員の配置について(お願い) ・期限付講師の採用について(H14.5.28付け) ・期限付講師の任用期間延長について(H14.10.1付け)
(か)	開示しない理由	条例第19条第2号に該当 (説明) 期限付講師の生年月日、年齢、最終学歴及び取得免許は、開示請求者以外の個人に関する戸籍的事項及び経歴に関する情報であって、当該個人が識別される情報であり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第19条第6号に該当 (説明) 学校長の人事に関する意見は、人事管理に関する情報であって、開示することにより、学校長は、所属教職員等からの不当な干渉などをおそれ、より慎重となり、萎縮するなど、率直な意見を記載することが困難となる。また、その結果、実施機関として教員の適正な配置が行いにくくなるなど、人事管理の目的が達成できなくなり、又は人事管理の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。
(き)	担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当
(く)	異議申立て年月日	平成19年9月5日

別表3 本件請求3に対して、実施機関が行った部分開示決定について

(あ)	諮問	平成19年10月4日付け大市教委第1837号(平成19年度 諮問受理第4号)
(い)	決定	平成19年7月4日付け大市教委第1102号による部分開示決定(本件決定3)
(う)	請求日	平成19年5月31日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	<p>請求者にかかる一切の文書及び記録(支援を要する教員としての)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する教員としての認定に至るまでの経緯にかかる一切の文書及び記録 ・判定委員会の文書及び記録、会議録等 ・教育委員会の文書及び記録、会議録等 ・資質向上推進室の文書及び記録、会議録、指導員記録、面談記録、評価票等 ・模擬授業及び実習授業において録画されたビデオテープの一切 ・研修延長に至るまでの一切の文書及び記録 ・分限処分に至るまでの一切の文書及び記録 ・H16.11.25に行われた記者会見の一切の文書及び記録 <p>(本件請求3)</p>
(お)	開示請求に係る保有個人情報	<p>(支援を要する教員としての認定に至るまでの経過にかかる一切の文書及び記録)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第2回指導力向上支援・判定委員会 資料 (判定委員会の文書及び記録) ①第2回指導力向上支援・判定委員会 資料 ②第3回指導力向上支援・判定委員会 資料 ③第5回指導力向上支援・判定委員会 資料 (教育委員会の文書及び記録) ④平成16年教育委員会会議 議案第54号 ⑤平成16年教育委員会会議 議案第78号 (資質向上推進室の文書及び記録) ⑥「ステップアップ研修」記録〔指導者用〕 ⑦授業評価表(6/28、7/8、7/16、8/4、8/12、8/19、8/30、9/8、9/10、10/20、10/21、10/22、10/25、10/26) (研修延長に至るまでの一切の文書及び記録) ②第3回指導力向上支援・判定委員会 資料 (分限処分に至るまでの一切の文書及び記録) ③第5回指導力向上支援・判定委員会 資料 ⑧教職員の分限処分について(平成16年11月17日起案)
(か)	開示しない理由	<p>条例第19条第2号に該当 (説明)</p> <p>⑧の懲戒等審査事務嘱託の自宅住所は、開示請求者以外の個人に関する戸籍的事項に関する情報であって、当該個人の自宅住所が識別される情報であり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p>

		<p>条例第 19 条第 6 号に該当 (説明)</p> <p>①～⑤の請求者の人事評価及び人事に関する意見にあたる部分及び⑥⑦の請求者に係る個々の指導員等の評価及び所見については、いずれも人事管理に関する情報であって、開示することにより関係者の率直な意見が記載されなくなる可能性があり、当該事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>⑧の懲戒等審査事務嘱託の意見は、人事管理に関する情報であって、開示することにより、懲戒等審査事務嘱託は、処分を受けた者等からの不当な干渉などをおそれ、より慎重となり、萎縮するなど、率直な意見を記載することが困難となる。また、その結果、実施機関としての適正な処分内容の選択が行いにくくなるなど、人事管理の目的が達成できなくなり、又は人事管理の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため。</p>
(き)	担当	<p>教育委員会事務局総務部総務担当 教育委員会事務局教務部教職員人事担当</p>
(く)	異議申立て年月日	平成 19 年 9 月 5 日

別表 4 本件請求 4 に対して、実施機関が行った部分開示決定について

(あ)	諮問	平成 20 年 5 月 12 日付け大市教委第 606 号(平成 20 年度 諮問受理第 1 号)
(い)	決定	平成 20 年 1 月 24 日付け大市教委第 2778 号による部分開示決定 (本件決定 4)
(う)	請求日	平成 20 年 1 月 10 日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	支援を要する教員として申請された請求者にかかる一切の文書及び記録 (本件請求 4)
(お)	開示請求に係る保有個人情報	請求者にかかる 支援を要する教員にかかる調書 個人調査票
(か)	開示しない理由	<p>条例第 19 条第 6 号に該当 (説明)</p> <p>請求者の人事評価及び人事に関する意見にあたる部分については、いずれも人事管理に関する情報であって、開示することにより関係者の率直な意見が記載されなくなる可能性があり、当該事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
(き)	担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当
(く)	異議申立て年月日	平成 20 年 3 月 26 日

別表5 本件請求5に対して、実施機関が行った不存在による非開示決定について

(あ)	諮問	平成20年5月12日付け大市教委第606号(平成20年度 諮問受理第1号)
(い)	決定	平成20年1月24日付け大市教委第2780号による不存在による非開示決定 (本件決定5)
(う)	請求日	平成20年1月10日
(え)	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	請求者が教育委員会へ相談に行ったり、電話をしたり苦情申出をした時の一切の記録及び文書等 教職員課 H12年度 H5年度 指導部初等教育課 H16年度 15年度 14年度 12年度 (本件請求5)
(お)	開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	当該文書を取得又は作成しておらず、実際に存在しないため。
(か)	担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当 教育委員会事務局指導部初等教育担当
(き)	異議申立て年月日	平成20年3月26日